



薬生衛発 0719 第 3 号
令和 4 年 7 月 19 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について（協力依頼）

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっています。

生衛法の制定後 60 年が経過し、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するといった、生衛法及び生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携し、より一層の取組を行っていく必要があると考えます。

これまで、生衛組合については、「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」（平成 23 年 7 月 26 日健衛発 0726 第 1 号）、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」（平成 24 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号）、「生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について」（平成 25 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号）等において、生衛組合の活動に関してご協力をお願いしてきたところです。さらに平成 26 年度より、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）と定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開しており、本月間の実施についての協力をお願いしているところです。

現在、全国生衛中央会においては、今年度の月間の実施に向けて、引き続き、

①衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発活動の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の5項目を重点活動項目とした取組を予定していますが、これらの取組は衛生行政の推進にも資するものと考え、厚生労働省としても、後援等の協力を予定しているところです。

つきましては、行政、関係機関及び関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが実施する月間関連事業について格別の支援等のご協力方よろしくお願いします。

また、これまでも通知等で繰り返しお願いしているところですが、各都道府県等におかれましては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生衛組合の役割・意義、活動等に関してご理解、ご確認をいただき、生衛組合の機能強化や組織の活性化を図るため、別添においてお示ししました取組事例も参考にいただきながら、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の生衛組合未加入の事業者に対し、生衛組合に関する情報提供等を積極的に行うとともに、衛生情報の周知等に関する生衛組合の活用や災害時等に備えた生衛組合との協力・応援協定の締結をはじめとする連携協力の推進に関して、特段のご配慮をお願いします。

(別添)

I 推進月間等における自治体の取組事例

- ・ 保健所担当者会議で、県指導センター業務及び組合業務を説明(毎年度初め)
- ・ 新任環境衛生監視員研修会で月間及び衛生水準事業の説明
- ・ 県下全保健所における生衛組合・指導センターとの意見・情報交換会の開催
- ・ 各種衛生講習会等の開催にあたり案内文書を保健所長、センター理事長、組合理事長の連名で発出
- ・ 生衛組合等開催の講習会等の後援及び講師派遣
- ・ 組合加入に関する情報提供チラシの作成・配布
- ・ 広報誌、情報誌へ「生活衛生同業組合活動推進月間」について掲載
- ・ 都道府県等HPへ「生活衛生同業組合活動推進月間」等の掲載
- ・ 生衛組合等に関する相談窓口の会場提供
- ・ 各種セミナー会場等での相談窓口の設置
- ・ 標準営業約款Sマークの普及促進の広報 など

II 生衛組合への加入促進への協力事例

- ・ 営業許可書交付時にパンフレット等を手交しての情報提供
- ・ 新規開業者へのチラシ・ポケットブック等の配布
- ・ 生衛組合未加入者への組合の情報提供
- ・ 生衛組合・指導センターに対する新規営業許可情報(行政文書)の開示
- ・ 新規登録者(名簿)の組合又はセンターへの情報提供
- ・ 生衛組合が主催する講習会について組合未加入者へ案内 など
(別紙：情報提供内容(例)参照)

III 各生衛組合との協力・連携事例

- ・ 災害時等に備えた協力・応援協定の締結(物資の備蓄、被災者の受入、被災者へのサービス提供など)。
- ・ 地域における高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども等の見守り隊としての協力連携(認知症サポーター、子ども110番の家など)
- ・ 各種地域活動、スポーツ、催し物等開催時の連携
- ・ 訪日外国人客の受入促進のための情報発信等の連携 など

<参考HP>

(公財)全国生活衛生営業指導センター：<https://www.seiei.or.jp/top/index.html>

標準営業約款：<https://s-mark.jp/>

日本政策金融公庫：https://www.jfc.go.jp/n/finance/first/ko_under1.html

情報提供内容(例)

— 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 —

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。

- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
- (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※ 生活衛生関係営業：

- ①飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、
- ②喫茶店営業、③食肉販売業(食鳥肉、食肉)、④氷雪販売業、⑤理容業、
- ⑥美容業、⑦興行場営業、⑧旅館業(旅館・ホテル、簡易宿所)、
- ⑨公衆浴場業、⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等